

議案第 5 1 号

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を任期を定めて一般職の職員に採用するため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 1 4 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条第 1 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた

識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を法第7条第1項の規定により更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用す

る。

号給	給料月額
1	371,000円
2	418,100円
3	467,900円
4	533,500円
5	608,100円
6	691,900円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて規則で定める基準に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の格付け、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)第2条第1項、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(平成29年条例第 号。以下「任期付職員採用条例」という。)
第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、第15条の2第1項中「第10条の2の規定に基づき指定する職員」とあるのは「第10条の2の規定に基づき指定する職員又は任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第16条第2項中「100分の115」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の157.5」とする。

(給与条例の適用除外)

第6条 給与条例第3条、第4条、第6条の2、第7条、第8条、第8条の3、第10条の2、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。